

社会福祉法人天照会^{あまてらすかい} 身体的拘束等廃止適正化検討委員会要綱

(設置)

第1条 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」の趣旨を徹底し身体拘束の廃止、高齢者虐待防止に向けた取組みを推進するため、社会福祉法人天照会身体的拘束等廃止適正化検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌するものとする。

- (1) 身体的拘束等廃止適正化・高齢者虐待防止に向けた取組に関すること。
- (2) 天照会ホットライン（相談窓口）によせられた事例についての相談及び苦情解決に関すること。
- (3) その他、身体的拘束等廃止適正化・高齢者虐待防止に向けて必要と認められる環境の整備等の事項に関すること。
- (4) 身体的拘束等廃止適正化・高齢者虐待防止に向けた職員の指導、研修等に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、常務理事、管理者(施設長)、サービス提供責任者、看護職員、介護職員とする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- (2) 委員長は、常務理事とする。
- (3) 副委員長は、委員長が指名する委員をもってあてるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- (2) 委員長は必要に応じ、委員会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 委員会の開催は、原則として3ヶ月に1回開催するものとする。
ただし、委員長は必要に応じて随時委員会を招集開催できるものとする。

(相談窓口)

第6条 天照会ホットライン（相談窓口）について委員長は、施設の相談窓口担当者として施設相談員等を任命することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。また、委員会の会議の記録・保管は、委員長が担当する。

附 則 この要綱は、令和4年1月1日より施行する。